

西会津町フォトジェニックスポットプロモーション業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

本業務は、福島県西部の本町が有する豊かな自然環境や歴史・文化資源の魅力を発信するとともに「日本の田舎、西会津町。」を標榜し農業振興、観光振興、移住促進に取り組む一方で、若年層や国内外における認知度は依然として十分ではない状況にあることから、若年層および台湾からのインバウンド観光客を主なターゲットとして、SNS プロモーションや Instagram フォトコンテストを実施し、西会津町の魅力を広く発信し、併せて、フォロワー獲得のためのノベルティ配布やイベントPRを行う。また、フォトコンテスト入賞作品の撮影地をフォトスポット化し、ウェブサイトと連動した周遊促進を図るほか、台湾向けのデジタル・紙媒体パンフレットを制作し、訪問意欲の向上と誘客拡大につなげることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名：西会津町フォトジェニックスポットプロモーション業務委託
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) 委託料（上限額）：6, 237千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式

4. プロポーザルの日程等

期間等	項目
R8. 6. 17(水)	公募開始（ホームページ）
R8. 6. 17(水)～R8. 6. 25(木)	参加表明書等受付
R8. 6. 17(水)～R8. 6. 25(木)	質問書受付
R8. 6. 29(月)	質問書回答
R8. 6. 29(月)	参加資格結果通知
R8. 6. 29(月)～R8. 7. 3(金)	企画提案書等受付
R8. 7. 7(火)	1次審査（書類審査）結果通知
R8. 7. 10(金)	2次審査（プレゼンテーション審査）
R8. 7. 14(火)	受託候補者決定・結果通知

5. 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の各法に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 実施にあたり、方針や運営内容について委託者と円滑な協議ができること。
- (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正または不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。
- (6) 「西会津町フォトジェニックスポットプロモーション業務委託」と類似する業務を、国、地方公共団体等の公的機関から受注した実績があること。
- (7) 福島県内に本社又は支社を有する法人であること。
- (8) 共同企業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ・ 全ての構成員が、上記（1）から（5）に掲げる条件を満たしていること。
 - ・ 構成員が本案件における他の共同企業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - ・ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同企業体を成立させていること。
 - ・ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

6. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和 8 年 6 月 17 日（水）～6 月 25 日（木）午後 5 時必着
- (2) 提出書類：
 - ①参加表明書（様式第 1 号）
 - ②共同企業体結成提出書（様式第 2 号）
 - ③宣誓書（様式第 3 号）
 - ④参加申込者概要説明書（様式第 4 号）
 - ⑤業務実績等提出書（任意様式）
 - ・ 本業務と類似する実績に係る内容について記載すること。
 - ・ 業務実績の詳細を示す資料等を添付してもよい。（任意様式）
- (3) 提出方法：事前に電話連絡の上、提出先に電子メールにより提出すること。
- (4) 提出先：〒969-4495
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
西会津町 商工観光課 ふるさとプロモーション係
電話番号：0241-45-2213

メー ル : tiiki@town.nishiaizu.fukushima.jp

7. 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間：令和8年6月29日(月)～7月3日(金)午後5時必着
- (2) 提出書類：
 - ①企画提案書(任意様式)
 - ・仕様書に基づく企画内容を記載すること。
 - ②業務スケジュール(任意様式)
 - ・仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載すること。
 - ③見積書(任意様式)
 - ・内訳を詳細に記載すること。※消費税込み
- (3) 提出方法：持参の場合は7月3日(金)午後5時必着とする。
郵送の場合は7月2日(木)当日消印有効とする。
- (4) 提出先：〒969-4495
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
西会津町 商工観光課 ふるさとプロモーション係
電話番号 0241-45-2213
- (5) 提出部数：6部

8. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年6月17日(水)～6月25日(木)午後5時必着
- (2) 質問方法：事前に電話連絡の上、提出先へ質問書(任意様式)をメールにより提出すること。
- (3) 提出先：〒969-4495
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
西会津町 商工観光課 ふるさとプロモーション係
電話番号：0241-45-2213
メー ル : tiiki@town.nishiaizu.fukushima.jp
- (4) 回答方法：西会津町ホームページにて公表
(<http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp>)
- (5) 回答日時：随時 最終回答 令和8年6月29日(月)午後5時

9. 受託候補者の選定

受託候補者の選定にあたっては、プロポーザル選定委員会が審査会を開催し、下記の「審査項目及び評価基準にしたがって、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上選定する。

(1) 審査項目及び評価基準

審査項目	評価事項	評価点
提 基本認識	業務の趣旨や目的、本町の特性や魅力を理解している	10

案 内 容		か。	
	内 容	全体のコンセプトや構成は、本町の魅力が十分伝わるものとなっているか。	10
		目的を達成するための効果的な動画であるか。また、本町の自然や食等、町の魅力を発信できる内容が提案されているか。	30
		事業効果を高める独自の企画提案・工夫がされているか。	10
		他と比較し、特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれていること。	10
業 務 の 実 現 性	業務体制	業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体系が十分に構築可能を認められているか。	10
	業務実績	本業務と類似業務の受託実績があり、かつ有益な実績を有しているか。	5
	業務工程	業務スケジュールは適正であるか。	10
	見積価格	業務内容及び業務量に応じた適切な見積額となっているか。	5

(2) 1次審査（書類審査）

①提出された企画提案書等に基づき、実施要項に掲げる「審査項目及び評価基準」について審査を行い、各評価項目の合計得点の高い3者（参加者が3者を超えない場合は、全ての参加者）を2次審査の対象とする。

②審査結果の通知については、令和8年7月7日（火）までに、1次審査を行った全ての参加者に対して、電子メール等で通知する。

(3) 2次審査（プレゼンテーション審査）

①1次審査を通過した者に対して、実施要項に掲げる「審査項目及び評価基準」についてプレゼンテーション審査を行い、各評価項目の合計得点の最も高い者を受託候補者とする。

②審査会の日程については、令和8年7月10日（金）とし、時刻及び会場は、1次審査を通過した者に対して個別に通知するものとし、詳細についてもその際に通知する。

(4) 選定結果通知

①参加申込書・企画書等を提出した者へ、令和8年7月14日（火）に文書等により通知するものとし、受託候補者を西会津町ホームページで公表する。

②選定に対する一切の問い合わせ及び異議には、一切応じないものとする。

10. 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて、必要書類が提出された場合。

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積金額が、提案限度額を超えている場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、西会津町フ
ォトジェニックスポットプロモーション業務委託プロポーザル選定委員会委員長が
失格であると認めた場合。

1 1. 業務委託契約の締結

本プロポーザルの審査結果に基づき、委託者は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、受託候補者が、地方自治施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定するものに該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合、次に得点の高い者から順に交渉を行う。

1 2. 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、委託者が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限後（令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時）は、内容の修正及び変更を認めない。ただし、委託者から指示のあった場合は除く。
- (4) 提出書類は、受託候補者の選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、西会津町情報公開条例（平成 11 年 12 月 24 日条例第 17 号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

1 3. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、委託者の許可なくして外部にもらしてはならない。
- (3) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により提出すること。
- (4) 企画提案者は公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。